

令和7年の岩手県大船渡市の大規模林野火災等を踏まえ、

山林内での火の取扱いのルールが追加されます

乾燥した日が続くなど林野火災の危険が高まっている期間中、市町村が
「林野火災注意報」 や **「林野火災警報」** を出す場合があります。
各種注意喚起情報に注意し、**林野火災予防**にご協力をお願いします。

＜市町村等の条例に基づくルール＞

林野火災注意報 が出た場合
市町村が指定する区域内において



などについて**努力義務**がかかります

※たき火については下記の国有林内注意事項も参照

林野火災警報 が出た場合
市町村が指定する区域内において



などの**制限**がかかります(罰則あり)

※たき火については下記の国有林内注意事項も参照

※ 具体的な区域や制限内容などの詳細は、地域を管轄する市町村や消防本部の情報(ホームページ等)をご確認ください。
※ その他、消防署へのたき火の事前届出等もルールとして明確化されました。

注意報・警報等の各種注意喚起情報については、山林に立ち入る前や、山林内での活動の合間にご自身でよくご確認ください!!

市町村による注意報・警報発令の情報発信方法の例

消防本部のホームページやSNS、防災無線、市町村の防災メール、消防署による巡回・呼びかけ など

随時チェックを!



国有林内では従来の火の取扱いの注意事項も遵守願います。

- ❌ タバコの投げ捨ては絶対に行わない。行わせない。
- ❌ たき火は絶対に行わない。行わせない。(野営場等の指定場所は除く)



※このほか、林野庁ホームページでは、林野火災発生情報、山火事が起きやすい時期、山火事予防にあたって注意することなどを公表していますので、こちらもご確認ください。

林野庁HP: <https://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/yamakaji/index.html>

林野庁

